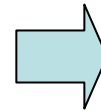


①災害時要援護者支援に関すること

■事業の概要

- 自分で避難ができない人を
- 災害が発生する前に
- 安全な場所に避難する



避難支援
個別プランの作成

平成24年まで

■北九州市の取り組み

- | | |
|---------|---------------------|
| 平成18年4月 | 関係団体による連絡会議を組織 |
| // | モデル事業開始 |
| // | 健康福祉北九州総合計画に掲載 |
| 平成20年5月 | 庁内ワーキンググループ設置 |
| 平成21年1月 | 災害時要援護者避難支援事業推進本部設置 |

避難支援個別プランが必要となる対象者の明確化

身体的要件

(介護、身体・精神障害等)

《視点》

地理的要件 (52.6km²)

1. 土砂災害危険箇所
2. 河川氾濫
3. 高潮

自分で避難することが
出来ない人
(83,258人)

避難が必要となる
危険な場所の居住者

避難支援個別プラン作成対象予定者
(9,810人)

災害時要援護者避難支援個別プランの作成

保健福祉

福祉サービス情報
(介護・障害)

情報
共有

民生委員、消防団、区役所、消防局(署)

現地調査

避難支援の個別プラン作成
(平成21～平成24年度)

誰がどのような時に

どのように支援し

どこの避難所に

要援護者の同意・・・市民防災会等から支援者を確保

要援護者避難支援事業の実施体制

消防局

- 1 事業の進捗管理、全体調整に関すること
- 2 避難判断基準の提供に関すること

保健福祉局

- 1 要援護者の情報管理(個人情報保護対策含む)に関すること
- 2 福祉事業との調整・整合性の確保に関すること
- 3 福祉避難所の整備にかかる調整に関すること

区役所

- 1 避難支援個別プランの作成に関すること
- 2 地域、区社協、民生委員等との調整に関すること
- 3 福祉避難所の指定、プランに基づいた訓練に関すること
- 4 避難の実施に関すること

消防署
消防団

- 1 避難支援個別プランの作成支援に関すること
- 2 福祉避難所との協定、プランに基づいた訓練に関すること
- 3 避難の実施に関すること

建設局
港湾空港局

- 1 地理的要件の整備に関すること